

社会福祉法人黒潮会

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒潮会定款に規定する理事、監事（以下「役員」という。）の報酬及び役員、評議員、その他の者の費用弁償について必要な事項を定める。

(費用弁償の額)

第2条 役員及び評議員の費用弁償の額は、理事会、監査、評議員会については、1日あたり6,500円とし、その他については社会福祉法人黒潮会旅費規程別表の施設長の例を準用し支給する。

2 第三者委員の費用弁償の額は、サービス向上委員会については、1日あたり6,500円とし、その他については第一項と同様とする。

3 グループホームなごみ、のぞみ運営推進委員のうち利用者家族、地域住民代表の費用弁償の額は、運営推進会議については、1日あたり5,000円とし、その他については第一項と同様とする。

(重複支給の排除)

第3条 常勤の職員が理事を兼ねるときは、費用弁償及び役員報酬は支給しない。

(支給方法)

第4条 費用弁償の方法については、社会福祉法人黒潮会旅費規程の例による。

(役員報酬)

第5条 常時勤務する役員には役員報酬及び賞与を支給する。

2 非常勤の役員については、理事長の職にある場合にのみ役員報酬を支給する。

3 役員報酬及び賞与は、年額を12分割した額を毎月職員給与と同様に支給し、法令や協定により控除できるものについてはこれを控除する。

4 役員及び評議員が退任する際は、社会福祉法人黒潮会慶弔規程に基づく記念品と慰労金を支給する。

(役員報酬の算定方法)

第6条 役員報酬は、施設長等重要な職務の経験に応じ別表1にて算定する。

2 常勤役員の賞与の年額は、役員報酬として算定した額の4ヶ月分とする。

3 月途中での就任・退任による報酬の額は、日割りによって算定する。

(公表等)

第7条 当法人は、この規程を社会福祉法に定める報酬等の支給の基準とし、公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(別表1)

施設長等の経験年数	役員報酬月額(円)	
	常勤	非常勤
10年未満	402,000	300,000
～12年未満	450,000	330,000
～14年未満	504,000	360,000
～16年未満	552,000	390,000
～18年未満	600,000	420,000
～20年未満	654,000	450,000
20年以上	702,000	480,000

附 則

- 1 この規程は、昭和59年10月 1日より施行する。
- 2 " 昭和60年12月 1日より一部改正し施行する。
- 3 " 平成 3年12月 1日 "
- 4 " 平成13年 1月 1日 "
- 5 " 平成13年 6月20日 "
- 6 " 平成18年10月 1日 "
- 7 " 平成21年12月 1日 "
- 8 " 平成22年 4月 1日 "
- 9 " 平成29年 1月 1日 "
- 10 " 平成30年 6月20日 "